

こんなトラブルにお気をつけ下さい!

「火災共済(保険)が使える」と住宅修理サービスでのトラブルに注意!



見慣れない修理業者の「共済・保険を使って“自己負担ゼロ”で屋根の修繕ができます」などの勧誘から思わぬいざこざに発展することも!?

トラブル例

業者からの勧説で、以前の台風で屋根が傷んでいると話すと、「火災共済(保険)で修理できる。無料で調査し申請も手伝う」といわれ契約した。

ところが……

共済金が出ない。足らない。修理契約を破棄できない。

POINT! ● 補償内容の異なる2種類の建物共済があります。

NOSAIの建物共済では、補償内容の異なる火災共済と総合共済があります。

火災共済のご加入では、竜巻・台風・爆弾低気圧などの自然災害や地震による被害はお支払いの対象となりません。

POINT! ● 原因によってはお支払いの対象にならないことがあります。

総合共済にご加入の場合でも、老朽化による修理費用はお支払いの対象とならない場合や、修理費用の全額が共済金として支払われないこともあります。

POINT! ● NOSAIへの罹災のご連絡は、ご自身で!

自然災害で損害があった場合には、お近くのNOSAIにまずはご自分でご相談ください。

共済金のお支払対象になるか、共済金のご請求方法などご質問には丁寧にお答えします。

POINT! ● 比例てん補方式でのお支払いとなります。

お支払いする共済金は、ご加入建物の建物評価額(現在の新築費用)に対する加入金額(補償額)の割合で算出されます。たとえば、ご加入金額が建物評価額の半分だと支払い共済金も損害額の半分となります。

大切な資産のひとつである建物の被害に戸惑われることもたくさんあるでしょう。

トラブルを未然に防ぐにはどうしたらいいのでしょうか?



- 契約している共済の内容を確認したうえで、事実に基づいて共済金を請求しましょう。疑問・質問は、NOSAIにご相談ください。
- 必要のない勧説はきっぱりと断りましょう。
- あわてて契約をしないようにしましょう。修理内容をよく確認し、契約後は契約書の控えを保存してください。
- 修理の着工前に代金を全額前払いすることは避けましょう。NOSAIから直接業者へ共済金をお支払いすることはありません。
- 訪問販売や電話勧説販売で契約した場合には、クーリング・オフできる場合があります。

独立行政法人国民生活センターでも、同様の注意喚起がでています。